

20歳になったら国民年金

国民年金は年をとったときや、いざというときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のご相談や手続き等については、下記までお問い合わせください。

～国民年金のポイント～

◆将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため安定していることに加え、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◆老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある妻や子）が受け取れます。

～学生納付特例制度と若年者納付猶予制度～

◆学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学の方です。

◆若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所 ☎ 43-7211

平成26年甲種防火管理新規講習のご案内

甲種防火管理新規講習とは、消防法施行規則第2条の3に規定された法定講習であり、一定規模以上の建物に選任が義務付けられている防火管理者になるための資格付与講習です。対象者は受講してください。

◆日 時

平成26年2月25日(火)、26日(水)の2日間

両日とも9時30分～17時

◆場 所 留萌市保健福祉センター は一とふる

◆対 象

不特定多数の人が出入りする対象物（福祉施設等で10名以上を収容する施設、物品販売・ホテル・旅館等で30名以上を収容する施設、事業所・学校・共同住宅等で50名以上を収容する施設）に勤務している20歳以上の方

◆定 員 50名（定員になり次第締め切ります）

◆申込期間

平成26年1月20日(月)～2月14日(金)

※受付時間は、期間中の9時から17時まで

◆講 習 料

無料（テキスト代4,000円が必要となります）

◎申し込み・問い合わせ先

留萌消防組合消防署 予防課予防係（講習事務局）

☎ 42-2296

動物を遺棄することは犯罪です

犬や猫等の愛護動物を遺棄することは、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項の規定により、100万円以下の罰金を科せられる「犯罪」にあたります。

やむを得ない事情で愛護動物の飼育が困難な場合は、知人・友人に新しい飼い主を紹介してもらったり、ポスターを掲示して飼い主を募集する等、自ら新しい飼い主を探すことが飼い主の責務です。

詳細は、ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/aigo/sutepet.htm>）をご覧ください。

◎問い合わせ先

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ ☎ 011-204-5205